

郵便入札の手引き (制限付一般競争入札用)

この手引きは、令和4年度において会津地域鳥獣被害防止広域対策推進協議会が発注する郵便入札による制限付一般競争入札の方法を記載したものです。入札参加にあたっては、必ずご一読ください。

1 対象となる入札

ライフル・スラッグ弾射撃場整備工事

※入札情報については、会津若松市役所ホームページ内農政部農林課「会津地域鳥獣被害防止広域対策推進協議会」のページ（以下「協議会ホームページ」という。）

<https://www.city.aizuwakamatsu.fukushima.jp/docs/2021042200027/>

にありますので、ご確認ください。

2 発注者等

(1) 発注者

会津地域鳥獣被害防止広域対策推進協議会（以下「協議会」という。）

※協議会の概要は、協議会ホームページをご確認ください。

(2) 事務担当

会津地域鳥獣被害防止広域対策推進協議会事務局（会津若松市役所 農政部農林課内。以下「協議会事務局」という。）

※連絡先等については、本文及び9ページ【お問い合わせ】をご確認ください。

3 発注の公告

(1) 公告日

令和4年5月25日（水）

(2) 公告場所

協議会ホームページ及び協議会事務局において閲覧に供します。

(3) 公告の内容

公告の内容については、協議会ホームページに掲載されている 会津地域鳥獣被害防止広域対策推進協議会公告第1号（以下、「公告第1号」という。）を確認してください。

4 予定価格の事前公表

公告第1号により、予定価格（消費税込）を事前公表します。

5 最低制限価格

設定します。この最低制限価格を下回った入札を行った方は失格となります。

6 現場説明会

現場説明会は実施しません。

7 入札参加資格

公告第1号に定める入札参加資格要件を、入札時（開札時をいう。）において全て満たしていれば、入札に参加できます。

(1) 福島県工事等請負有資格業者名簿への登録

福島県工事等請負有資格業者名簿に登録されていること。

(2) 登録内容

福島県工事等請負有資格業者名簿における発注種別において一般土木工事に業種登録があること。

(3) 地域要件

福島県工事等請負有資格業者名簿において会津若松建設事務所、又は喜多方建設事務所、又は南会津建設事務所いずれかの管内に登録があること。

(4) 発注種別

(5) 格付等級

福島県工事等請負有資格業者名簿における発注種別の格付等級において、次の格付等級に登録されていること。

発注種別：一般土木工事

格付等級：A又はB

(6) 建設業の許可等

建設業法の次に示した業種の許可を受けていること。

土木工事業

建築工事業

(7) 技術者の配置

この工事に対応する資格を有する技術者を主任技術者として施工現場に配置できること。現場代理人を施工現場に常駐配置できること。ただし、落札者の申請に基づき、発注者が認める場合、先行工事の現場代理人をこの工事の現場代理人とすることができる。この場合、発注者は必要な条件を付することができる。

(8) 入札参加資格停止措置

福島県から入札参加資格制限措置を受けていないこと。

(9) 業務実績

同種工事の施工実績を有すること。

(10) 関係法令関係

地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。

(11) 資本関係又は人的関係

この案件に参加する他の入札参加者と資本関係又は人的関係がないこと。

8 入札参加申込み

入札参加希望者は、発注内容を確認の上、入札参加資格要件を満たしている場合に入札参加申込みを行ってください。

(1) 入札参加申込の方法

令和4年5月25日（水）から令和4年6月13日（月）までの期間内（土日・祝日を除く毎日、午前8時30分から午後5時15分まで）に制限付一般競争入札参加申込書をファックスにより協議会事務局（FAX番号 0242-36-7143）まで提出してください。

※ 持参、郵送など、ファックス以外の申込みは受け付けませんので、必ず、ファックスで申し込んでください。なお、ファックス送信後は、着信確認のため、必ず協議会事務局（会津若松市役所 農政部農林課 電話番号 0242-23-9974）まで電話連絡してください。

(2) 入札参加申込書の様式

申込書の様式は、協議会指定様式となります。協議会ホームページに掲載しますので、ダウンロードして使用してください。

9 設計図書等の閲覧

(1) 閲覧場所

協議会ホームページ及び協議会事務局において閲覧可能です。

(2) 閲覧期間

入札参加申込期間内とします。

10 質問について

(1) 質問書の受付

指定の質問書によりファックス又は電子メールにより、令和4年6月9日（木）まで協議会事務局へ提出してください。なお、提出後、確認のため、必ず電話連絡してください。

会津地域鳥獣被害防止広域対策推進協議会事務局

（会津若松市役所 農政部農林課内）

電話番号 0242-23-9974 FAX番号 0242-36-7143

メールアドレス norin@tw.city.aizuwakamatsu.fukushima.jp

(2) 質問書の様式

協議会ホームページからダウンロードできます。

(3) 質問に対する回答

質問への回答は、質問者に対し、ファックスで回答するとともに、当該質問及び回答の内容を協議会ホームページに掲載します。

※ 入札の前に必ず、質問がでていないか確認してください。

11 入札書について

(1) 入札書の様式

入札書の様式は、協議会指定様式となります。協議会ホームページに掲載しますので、ダウンロードして使用してください。

(2) 入札書記載金額

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載してください。また、金額の先頭には「¥」を記載してください。

(3) 入札書の日付

入札書に記載する日付は、公告第1号に記載されている「令和4年6月17日」となります。
※郵便局への差出日ではありませんのでご注意ください。

(4) 代表者名等及び印鑑について

入札書には、会社の住所、商号又は名称及び代表者職氏名を記入し、印鑑を鮮明に押印してください。

(5) 入札書の宛先

入札書の宛先は、公告第1号の発注者をよく確認のうえ、記入してください。

(6) 入札保証金

入札保証金は免除となります。入札書には「入札保証金免除」の記載をしてください。

(7) その他、記載事項について

公告第1号をよくご確認のうえ、正確に記入してください。

※ 入札書に記載誤りや記載漏れがある場合、その入札は無効となりますので、記載に関しては、別紙1「入札書記載例」をよく確認のうえ記載してください。

※ 入札書の文字及び記号について鉛筆等消滅しやすい方法で記入された入札は無効となりますので、ご注意ください。

12 工事費内訳書の提出について

(1) 工事費内訳書の様式

入札参加者の積算状況を確認するため、入札参加者に対し、工事費内訳書を提出していただきます。工事費内訳書の様式は、事務局ホームページに掲載しますので、ダウンロードして使用してください。

なお、工事費内訳書の提出がない場合又は指定された工事費内訳書とは異なる内容の書類が提出された場合は、当該入札参加者の入札は無効となりますので、ご注意ください。

(2) 記載上の注意事項について

工事費内訳書は、入札金額の内訳となるものですので、次のことに十分注意したうえで記載してください。

- ① 工事費内訳書の合計金額と入札金額は一致するものとします。（1円単位まで）
- ② 工事費内訳書の金額は、様式に記載された項目についてのみ記載するものとし、他項目を付け加えることはしないでください。（端数調整のための「値引き」の記載も行わないでください。）
※ 工事費内訳書の合計金額と入札金額が異なる入札、工事費内訳書の小計額又は合計額が誤っている入札、明らかに積算等の事実が確認できない入札は無効となります。

(3) 商号又は名称について

工事費内訳書には会社の商号又は名称を記載してください。

13 郵便入札用封筒

(1) 郵便入札用封筒のサイズについて

郵便入札用の封筒は、協議会指定サイズ長形3号(長さ23.5cm、幅12cm)の封筒を使用してください。

(2) 記載事項について

封筒の宛先は「〒969-3499 広田郵便局留 会津若松市役所 農政部農林課内 会津地域鳥獣被害防止広域対策推進協議会 行」です。

※ 宛先は必ず広田郵便局留にしてください。直接 会津若松市役所 農政部農林課内 会津地域鳥獣被害防止広域対策推進協議会 に届いたものは無効となります。

その他、記載事項については、別紙2 郵便入札用封筒の記載例を参照のうえ、記載漏れのないようご注意ください。

14 封入時の注意事項について

(1) 封入書類

封筒には、入札書と工事費内訳書を同封してください。

※ 工事費内訳書が同封されていない入札は無効になりますのでご注意ください。

(2) 封筒の封かん及び封印について

封筒は、入札書及び工事費内訳書が封入されていることを確認のうえ、のりでしっかり封かんし（セロテープの使用は不可）、入札書に押印した印鑑で封印してください。

※ 封印については別紙2 郵便入札用封筒の記載例参照。

15 郵送について

(1) 郵送方法

郵送方法は、郵便局の窓口で「一般書留」又は「簡易書留」の手続きをし、開札が終わるまで差出控えを保管してください

※ 別紙3 郵便入札の方法参照。

※ 入札書持参による受付は行いません。また、郵便ポストに投函されたものは無効になりますので、必ず郵便局窓口で上記のいずれかの方法で郵送してください。

(2) 到着期限

令和4年6月15日(木)。必ず到着期限に届くように手続きをしてください。

※ 到着期限とは、広田郵便局に届く期限になります。確実に到着期限までに届くように、時間に余裕をもって手続きをしてください。

なお、到着期限を過ぎて到着した入札は無効となりますのでご注意ください。

※ 質問書が提出されることがありますので、質問書提出期限後に郵送手続きをしてください。

16 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は無効となりますので、郵送前に十分ご確認のうえ、郵送してください。

- ① 競争入札に参加する資格のない者がした入札
 - ② 入札方法に違反して行われた入札
 - ③ 入札書に記名押印がない入札
 - ④ 入札書の文字及び記号について鉛筆等消滅しやすい方法で記入された入札
 - ⑤ 入札金額を訂正している入札又は入札金額その他必要事項を確認しがたい入札
 - ⑥ 同一入札事項について同一人が2通以上の入札書を提出した入札
 - ⑦ 一般書留又は簡易書留以外の方法で入札書を提出した入札
 - ⑧ 入札書が到着期限を過ぎて到着した入札
 - ⑨ 郵便入札用封筒記載の委託業務名又は差出人名と同封された入札書の委託業務名又は入札者名が相違する入札
 - ⑩ 郵便入札用封筒に委託業務名又は差出人名が記載されていない入札
 - ⑪ 工事費内訳書の合計金額と入札書の入札価格とが異なる入札
 - ⑫ 工事費内訳書の小計額又は合計額が誤っている入札
 - ⑬ 工事費内訳書が入札書とともに郵便入札用封筒に同封されていない入札、又は指定された工事費内訳書とは異なる内容の書類が同封された入札
 - ⑭ 工事費内訳書において明らかに積算の事実が確認できない入札
 - ⑮ 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札
 - ⑯ 連合(談合)その他の不正行為によってなされたと認められる入札
 - ⑰ 民法上入札が無効として扱われる入札
 - ⑱ 協議会が指定する方法により提出期限までに入札参加資格審査調書を提出しない者がした入札
 - ⑲ 前各号に掲げるもののほか、法令又は協議会が指定した事項に違反して行われた入札
- ※ 入札が無効となる事例については 別紙4 入札が無効となる事例及び正しい記載内容 参照。

17 入札の辞退

(1) 入札の辞退

入札を辞退する場合は、入札辞退届を提出してください。入札書郵送後であっても、入札執行(開札)までは、入札を辞退することができます。

【入札辞退届の提出方法】

① 直接持参する場合

開札日時までに協議会事務局に持参してください。

② 郵送する場合

入札(開札)日の前日までに到達するように郵送してください。なお、郵送する場合は、事前に協議会事務局(会津若松市役所 農政部農林課 電話番号0242-23-9974)まで電話連絡してください。

<郵送先> 〒969-3481

会津若松市河東町郡山字休ミ石14番地 会津若松市河東支所

会津若松市農政部農林課内 会津地域鳥獣被害防止広域対策推進協議会 行

※ 入札辞退届のファックスによる受付は行いません。

(2) 入札辞退届の様式

様式は、協議会市ホームページよりダウンロードできます。

18 開札について

(1) 開札の立会い

入札参加者の中から、次の選定方法で選定された業者の方に開札の立会いをしていただきます。

(2) 立会人の選定方法

入札参加申込書の到着順に番号を付し、入札参加者数に応じた次の番号の入札参加者を立会人とします。

入札参加者数	立会人とする申込書番号
2以下	全て
3～5	2・3
6～10	3・5
11～15	4・8
16～20	5・12
21～25	6・17
26～30	7・23
31以上	8・30

(3) 開札立会人への連絡

開札立会人に選定された方には、ファックスで開札立会依頼書を送付いたします。

※ 急用等により開札立会いを辞退される場合は、必ず協議会事務局（会津若松市役所 農政部農林課 電話番号0242-23-9974）まで電話連絡してください。

なお、1人以上の開札立会人の立会いがない場合は、当該入札事務に関係のない協議会事務局員（会津若松市役所 農政部農林課職員）1名が立ち会うものとします。

(4) 開札日当日の注意事項について

開札立会人は、社員であればどなたでもかまいません。開札日当日は、開札立会依頼書を必ず持参のうえ、開札時間に間に合うように開札場所に集まってください。

開札立会人には、当該案件の入札書及び最低制限価格を確認していただきます。

19 入札回数について

(1) 入札回数

初度のみ1回とします。ただし、最低制限価格を下回る入札者が2者以上生じ入札不調となった場合には、当該者のみによる再度の入札を行うものとします。

(2) 再度の入札の通知

初度の入札後、速やかに当該者に対しファックスにより通知します。

(3) 再度の入札の立会い

当該者の初度の入札参加申込書の到着順に番号を付し直し、18(2)の表に基づき、選任するもの
とします。

(4) 最低制限価格の再設定について

再度の入札となる場合には、入札に競争性及び公平性を保つため最低制限価格を再設定すること
とします。

20 落札候補者の決定

入札参加申込者のうち、次の(ア)～(ウ)の該当者を除き、最低価格入札者を落札候補者とします。

(ア) 入札が無効となった者

(イ) 入札額が予定価格を超過し失格となった者

(ウ) 入札額が最低制限価格に達しないため失格となったもの(最低制限価格適用案件のみ)

【くじ引きによる落札候補者の決定について】

落札候補者となり得る同価の入札をした方が2者以上いる場合は、くじ引きを行い落札候補者の
順位を決定します。当該入札をした方が開札に立ち会っている場合は、その方にくじを引いてい
ただき、立ち会っていない場合は、当該入札事務に関係のない事務局員(会津若松市役所 農政部
農林課職員)にくじを引かせるものとします。

21 入札参加資格審査(事後審査)

(1) 落札候補者への通知

入札終了後、落札候補者に対してファックスにより審査関係書類の提出を依頼します。

【審査関係書類】

① 入札参加資格審査調書

② その他協議会が提出を求めるもので、入札参加資格審査に必要な書類

(2) 審査関係書類の提出

協議会から審査関係書類の提出についての通知を受けた落札候補者は、審査関係書類を、通知の受
けた日の午後5時15分まで、ファックスにより協議会事務局(会津若松市役所 農政部農林課
FAX番号 0242-36-7143)へ提出してください。

なお、ファックス送信後は、着信確認のため必ず協議会事務局(会津若松市役所 農政部農林課
電話番号 0242-23-9974)まで電話連絡してください。

※ 審査関係書類の提出がない場合、当該落札候補者の入札は無効となりますので、必ず期限まで
に提出してください。

※ 入札参加資格審査調書の記載事項については、記載漏れ、記載誤りのないようご注意ください。

(3) 入札参加資格審査の実施

落札候補者より提出された審査関係書類に基づき入札参加資格審査を実施します。

審査の結果、当該落札候補者が入札参加資格要件を満たさない場合には、当該者の入札を無効と
し、最低入札価格に次いで低い価格の次順位落札候補者について資格審査を行います。

当該審査の結果、次順位落札候補者の入札が無効となった場合には、以下同様に次順位落札候補
者に対し資格審査を行うものとします。

22 契約締結

(1) 落札者への連絡

落札者には、電話で連絡します。連絡を受けましたら、契約書類をお渡ししますので、速やかに協議会事務局へお越しください。

(2) 契約保証

契約を締結しようとする者は、会津地域鳥獣被害防止広域対策推進協議会契約規程第7条の規定により、請負代金又は契約代金の額の100分の10以上の額の契約保証金を納付、又は契約保証金に代わる担保として有価証券又は債務の不履行により生ずる損害金の支払を保証する銀行、協議会長が确实と認める金融機関又は保証事業会社(公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和27年法律第184号)第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。)の保証に係る証書を提供しなければなりません。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、これを免除します。

(ア) この契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証保険契約を締結している場合

(イ) この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約を締結している場合

(3) 契約書類の提出先について

契約書及び契約保証に係る書類は、協議会事務局に提出してください。

23 入札結果の公表

当該入札(開札)の翌日に、入札結果を協議会ホームページに掲載するとともに協議会事務局において閲覧に供します。

※ 入札の翌日に落札者が決定しない場合は、翌日以降となります。翌日が休日の場合は、次の開庁日となります。

【お問い合わせ】

郵便番号：969-3481

住 所：会津若松市河東町郡山字休ミ石14番地 会津若松市河東支所
会津若松市農政部農林課内

名 称：会津地域鳥獣被害防止広域対策推進協議会
(事務局：会津若松市農政部農林課)

電話番号：0242-23-9974 (農林課直通)

F A X：0242-36-7143

メールアドレス：norin@tw.city.aizuwakamatsu.fukushima.jp

ホームページ：<https://www.city.aizuwakamatsu.fukushima.jp/docs/2021042200027/>